商品先物取引業者に対する行政処分の取消しについて

農林水産省及び経済産業省は、株式会社さくらインベスト(法人番号:4130001048955本社:大阪府大阪市)に対して、令和2年6月10日に商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し等)を行いましたが、令和4年8月31日、同処分に対する取消請求事件において、下記のとおり処分を取り消す判決が出され、同年9月15日、判決が確定しました。

記

- ○判決によって取り消された処分の内容
 - ① 法第236条第1項の規定に基づく許可の取消し
 - ② 法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令(顧客の財産の返還について具体的な方策を策定し、これを確実に履行すること)

(令和4年11月10日更新)

農林水産省及び経済産業省は、当該行政処分のうち、以下について職権により取り消しました。

法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令

速やかに以下の措置を講じること。

- ・ 顧客に対し、今回の処分の内容を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を 行うこと。
- · 会社の財産を不当に費消しないこと。
- ・ これらの事項について、その実施状況を令和2年7月8日(水)までに書面で報告 するとともに、以降、その全てが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

担当:経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課 03-3501-1511 (内線 4201)